

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則等の一部を改正する
規則（案）

（川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（平成11年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務局」を「総務企画局」に改める。

（川崎市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 川崎市教育委員会公印規則（昭和37年川崎市教育委員会規則第6号）を次のように改正する。

別表第1中

「

削除	7	削除
----	---	----

」

を

「

川崎市教育委員会事務局 教育次長印	7	同	同	同	同
----------------------	---	---	---	---	---

」

に改める。

別表第2中

「

7
削除

を

「

川	崎	市	教
育	委	員	会
事	務	局	教
育	次	長	印

に改める。

(川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

第3条 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和39年川崎市教育委員会規則第5号)を次のように改正する。

第3条第1項中「補職名は」の次に「、教育次長」を加える。

(労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部改正)

第4条 労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則(平成7年川崎市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務局長」を「総務企画局長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則 平成11年3月31日教委規則第2号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(会議開催の事前公表)</p> <p>第2条 条例第6条に規定する審議会等の会議開催の事前公表は、当該会議を開催する日の1週間前までに、審議会等の会議開催のお知らせ(別記様式)を区役所、区役所支所、川崎市公文書館及び情報プラザに備え置くとともに、当該お知らせに掲げる事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。</p> <p>2 審議会等の庶務を処理する課等(以下「事務局」という。)は、審議会等の会議開催の事前公表に関する必要な書類等を当該会議を開催する日の2週間前までに、<u>総務企画局</u>情報管理部行政情報課(以下「行政情報課」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則 平成11年3月31日教委規則第2号</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(会議開催の事前公表)</p> <p>第2条 条例第6条に規定する審議会等の会議開催の事前公表は、当該会議を開催する日の1週間前までに、審議会等の会議開催のお知らせ(別記様式)を区役所、区役所支所、川崎市公文書館及び情報プラザに備え置くとともに、当該お知らせに掲げる事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。</p> <p>2 審議会等の庶務を処理する課等(以下「事務局」という。)は、審議会等の会議開催の事前公表に関する必要な書類等を当該会議を開催する日の2週間前までに、<u>総務局</u>情報管理部行政情報課(以下「行政情報課」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照(案)

改正案	現行																																																												
<p>○川崎市教育委員会公印規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 37 年 7 月 24 日教委規則第 6 号</p> <p>(第 1 条～附則 略)</p> <p>別表第 1(第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公印の名称</th> <th style="width: 10%;">ひな型番号</th> <th style="width: 10%;">書体</th> <th style="width: 15%;">寸法ミリメートル</th> <th style="width: 10%;">用途</th> <th style="width: 10%;">保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">川崎市教育委員会事務局教育次長印</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">同</td> <td style="text-align: center;">同</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <p style="text-align: center;">(1～6 略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">7</th> <th style="width: 33%;">8</th> <th style="width: 33%;">9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>川崎市教育委員会事務局教育次長印</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川崎市教育委員会事務局部長印</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川崎市教育委員会事務局課長印</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	公印の名称	ひな型番号	書体	寸法ミリメートル	用途	保管者	(略)						川崎市教育委員会事務局教育次長印	7	同	同	同	同	(略)						7	8	9	<u>川崎市教育委員会事務局教育次長印</u>	<u>川崎市教育委員会事務局部長印</u>	<u>川崎市教育委員会事務局課長印</u>	<p>○川崎市教育委員会公印規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 37 年 7 月 24 日教委規則第 6 号</p> <p>(第 1 条～附則 略)</p> <p>別表第 1(第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公印の名称</th> <th style="width: 10%;">ひな型番号</th> <th style="width: 10%;">書体</th> <th style="width: 15%;">寸法ミリメートル</th> <th style="width: 10%;">用途</th> <th style="width: 10%;">保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">削除</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 3 条関係)</p> <p style="text-align: center;">(1～6 略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">7</th> <th style="width: 33%;">8</th> <th style="width: 33%;">9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>削 除</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川崎市教育委員会事務局部長印</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川崎市教育委員会事務局課長印</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下 略)</p>	公印の名称	ひな型番号	書体	寸法ミリメートル	用途	保管者	(略)						削除	7	削除				(略)						7	8	9	<u>削 除</u>	<u>川崎市教育委員会事務局部長印</u>	<u>川崎市教育委員会事務局課長印</u>
公印の名称	ひな型番号	書体	寸法ミリメートル	用途	保管者																																																								
(略)																																																													
川崎市教育委員会事務局教育次長印	7	同	同	同	同																																																								
(略)																																																													
7	8	9																																																											
<u>川崎市教育委員会事務局教育次長印</u>	<u>川崎市教育委員会事務局部長印</u>	<u>川崎市教育委員会事務局課長印</u>																																																											
公印の名称	ひな型番号	書体	寸法ミリメートル	用途	保管者																																																								
(略)																																																													
削除	7	削除																																																											
(略)																																																													
7	8	9																																																											
<u>削 除</u>	<u>川崎市教育委員会事務局部長印</u>	<u>川崎市教育委員会事務局課長印</u>																																																											

川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則 昭和39年12月10日教委規則第5号 (第1条～第2条 略)</p> <p>(補職名)</p> <p>第3条 前条に規定する職員の補職名は、<u>教育次長</u>、担当理事、部長、室長、担当部長、所長、館長、課長、担当課長、園長、分館長、主任指導主事、課長補佐、係長、担当係長、事務長、指導主事、主任及び職長とする。</p> <p>2 前項に掲げる補職名には、それぞれ当該組織上の名称を冠して用いるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則 昭和39年12月10日教委規則第5号 (第1条～第2条 略)</p> <p>(補職名)</p> <p>第3条 前条に規定する職員の補職名は、担当理事、部長、室長、担当部長、所長、館長、課長、担当課長、園長、分館長、主任指導主事、課長補佐、係長、担当係長、事務長、指導主事、主任及び職長とする。</p> <p>2 前項に掲げる補職名には、それぞれ当該組織上の名称を冠して用いるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則 平成7年9月27日教委規則第14号</p> <p>川崎市教育委員会が任命する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける非常勤の職員及び臨時の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する休業補償及び援護金の支給については、労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則(平成7年川崎市規則第63号)を準用する。この場合において、規則中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「<u>総務企画局長</u>」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則 平成7年9月27日教委規則第14号</p> <p>川崎市教育委員会が任命する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける非常勤の職員及び臨時の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する休業補償及び援護金の支給については、労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則(平成7年川崎市規則第63号)を準用する。この場合において、規則中「市長」とあるのは「教育委員会」と、「<u>総務局長</u>」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>